

売払い収入のある契約における契約条件の見直しについて

平成 27 年度に売電料金の未納が発生したため、売電のほか、古紙やガードレールの売払い等、本市が発注する全ての売払い収入のある契約について、売払い代金の支払時期及び方法、また、他都市の売電契約の状況を調査しました。

これらの調査結果を踏まえ、本市が発注する全ての売払い収入のある契約について、未納を発生させないようにするため、平成 29 年度から契約条件を見直します。

1 調査結果

(1) 平成 27 年度の本市における売払い収入のある契約調査 (508 件)

- ・売払い代金の支払時期が物品等の引渡し前 (以下、「前払い」) は、341 件
- ・売払い代金の支払時期が物品等の引渡し後 (以下、「後払い」) は、167 件
- ・支払い回数は、1 回から 12 回 (売電は月単位で 12 回、翌々月 20 日頃までの後払い)
- ・契約保証金を納付させている契約は、0 件

契約保証金とは、契約の相手方が契約を履行しないことによる損害に備えて、契約締結時に契約金額の一定の割合 (額) の保証金を納付させ、契約を履行しない場合は、この保証金を返還しないもので、契約の履行を確保するために徴する担保。

平成 27 年度 本市における売払い収入のある契約の支払い時期

単位：件数

	前払い		後払い		合計
	一括支払い	月単位の支払い	一括支払い	月単位の支払い	
契約部	273	62	0	0	335
区 局	4	2	4	163	173
合計	341		167		508

(2) 平成 27 年度に日本ロジテック協同組合と売電契約のあった都市への調査 (16 都市)

- ・売払い代金は、全ての都市が月単位で数量を確定したうえでの後払い
- ・契約保証金を納付させている都市は、27 年度 2 都市、28 年度 11 都市。
 (27 年度に契約保証金を納付させた 2 都市においても、未納が発生)
- ・保証金の割合は、27 年度が全て 10%、28 年度は 25% が 1 都市、10% が 10 都市。
 (25% の理由は、電力の供給開始から契約解除に至るまでの期間が 3 か月程度であるため (12 か月分の 3 か月))

関係都市における売電契約の支払い時期及び契約保証金

単位：都市数

	支払い時期		契約保証金	
	前払い	後払い	保証金の割合	
27 年度	0	16	2	(10%) 2
28 年度	0	16	11	(10%) 10、(25%) 1

2 契約条件の見直し

1 の調査結果を踏まえ、売払い収入のある契約について、平成 29 年度から契約条件を次のとおり見直します。

(1) 売払い代金の支払時期

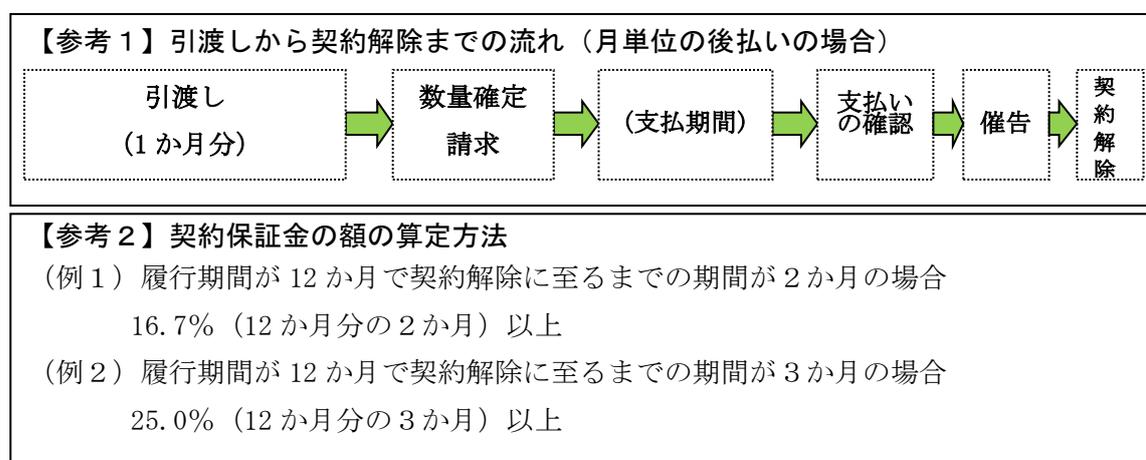
売払い代金の支払時期について、後払いは未納のリスクがあることから、前払いを原則とします。

古紙や売電の売払いなど、月単位で数量の確定・支払いとしている売払いは、月単位の概算数量に基づいた前払いとします。

(2) 契約保証金

売払い代金の支払いは前払いを原則としますが、後払いもできることとし、後払いの場合は、契約保証金の納付を義務付けます。また、入札に参加する事業者や契約単価への影響が見込まれる契約は、事業者が、「前払い」又は「契約保証金の納付」のいずれかから支払い条件を選択できることとします。

保証金の額は、売払い代金の支払いがされず契約解除をする場合を想定して、原則として、物品等の引き渡し開始から契約解除に至るまでの期間（2～3 か月）に 引き渡す物品等の対価以上の額とします。



(3) 契約解除の時期の明確化

平成 27 年度に売電料金の未納が発生した本市の契約では、売払い代金の支払いが滞っても、すぐに契約解除をせず、未納額が増加したことから、契約解除の時期を明確化します。

ア 前払いの場合

物品等の引渡し前に売払い代金の支払いがなく、催告しても、なお支払いがないとき。

イ 後払い（契約保証金）の場合

物品等を引き渡した翌月に数量を確定し、支払期限を設けて請求書を送付しますが、期限までに売払い代金の支払いがなく、催告しても、なお支払いがないとき。ただし、引き渡す物品等の対価が契約保証金の額を超える前の時期とします。